

議案第 13 号

向日市都市公園等条例の一部改正について

向日市都市公園等条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 26 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市都市公園等条例の一部を改正する条例

向日市都市公園等条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

長野公園	向日市物集女町長野地内
------	-------------

」を

長野公園	向日市物集女町長野地内
長野南公園	向日市物集女町長野地内

」に

改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。